KAWANISHI FAMILY SUPPORT CENTER

かわにしファミリーサポートセンター

利用のしおり

～相互援助活動について～

オリジナルキャラクター
あぽよ

一緒に子育てしませんか？

申し込み・問い合わせ

社会福祉法人　川西市社会福祉協議会
かわにしファミリーサポートセンター
〒666-0017　川西市火打1丁目12番16号
キセラ川西プラザ福祉棟1階
※入会登録は予約制になります

ホームページ　LINE　Instagram

友だち募集
@965jtgtd
KAWANISHI_FAMISAPO

famisapo@k-shakyo.or.jp
072-740-6800

～ご近所同士の助け合い「お互いさま」の
サポートを応援しています～

もくじ

会員の種類 …… 2

サポートできる内容 …… 3

サポートまでの流れ …… 5

センターからのお願い …… 6

活動について …… 7

災害時の対応について …… 9

報酬の基準 …… 10

キャンセル（取り消し）について …… 11

補償保険制度について …… 13

オリジナルキャラクター
あぽよ

「あぽよ」とはスペイン語で「サポート」を意味します。

ファミリーサポートセンターとは

ファミリーサポートセンターとは、[子どもを預かってほしい人」「預かることができる人」でつくる、地域の中で育児を応援する会員制の組織です。

住んでいる地域で安心して子育てのできる環境づくりの一つとして、ファミリーサポートセンターの活動の輪を広げていきましょう。

会員の種類

依頼会員

0歳～小学6年生までの子どもを預かってほしい人
川西市内在住・在勤及び猪名川町・宝塚市・伊丹市・三田市在住の人。
※広域行政サービスとして宝塚市・伊丹市・三田市でも利用可能です。
ご利用には各センターの登録が必要です。

協力会員

保育に熱意があり、自宅等で子どもを預かったり、送迎するなどサポートする人。

両方会員

預けたり、預かったりの両方兼ねてできる方。

いずれの会員も18歳以上の方。
性別・資格は問いません。
両方・協力会員は安全講習、救命救急講習に参加していただきます。

サポートできる内容

ファミリーサポートセンターで行うサポートは、
一時的で短時間、軽易なものです

1.子どもを預かる場合は、原則として協力会員の自宅または依頼会員の自宅（留守宅は不可）にて行いますが、自宅以外の場所（図書館やプレイルームなど）も可能です。
2.1対1での保育が基本となりますが、兄弟姉妹での利用の場合はその限りではありません。
3子どもを一人にしないよう保護者に代わり、送迎や預かりを行うものです。必ず協力会員がお子さんを預かり、送迎先の大人の方へ直接預けます。※下記の図参照。

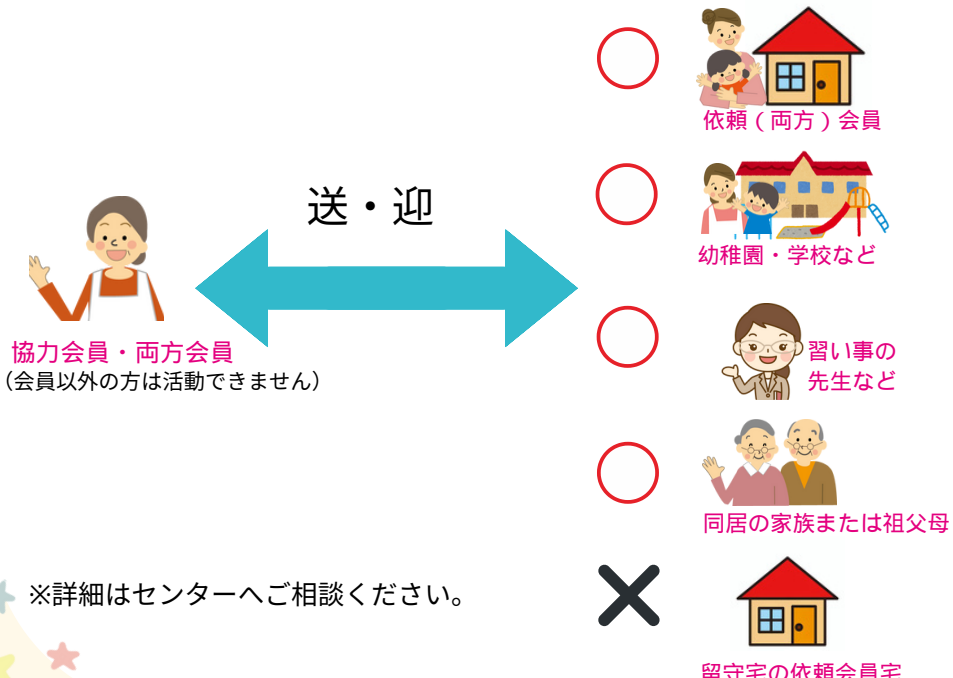

※詳細はセンターへご相談ください。

具体的なサポートの内容

保育所・幼稚園の開始前や終了後の預かり
子ども連れでは出かけにくい外出の際の預かり
リフレッシュしたいときの預かり
保育所・幼稚園・小学校・学童への送迎
習い事の送迎

預かり場所　**協力会員の自宅・依頼会員の自宅（留守宅は不可）・公民館・図書館・児童館・プレイルームなど**

サポート不可の内容

宿泊
病児病後児
保育園のように連続した長時間の預かり
手作りの食事の提供
保育施設からの緊急の呼び出し対応・伝達
入浴・沐浴・家事援助・学習指導
投薬

※協力（両方）会員が見つからない場合など、ご希望に添えない場合もあります。

サポートまでの流れ

1.センター事務局に電話またはメールで、依頼の内容・日時等をお伝えください。
依頼の予約は1ヶ月先の末日までできます。 調整等がありますので、少なくとも1週間前までにはご依頼ください。
2.センター事務局は協力（両方）会員に連絡し、サポートが可能な方を探します。
3.会員が見つかりましたら、当日までに依頼会員が「事前打ち合わせ」（3枚複写）を作成し事前打ち合わせをして、協力・両方会員が報告書と一 緒にセンターへ提出します。
4.協力(両方)会員は、サポート終了後「活動報告書」（3枚複写）を作成し、依頼会員の確認印をもらい、規定の報酬と実費を受け取ります。
5.協力(両方)会員は「活動報告書」をセンターに提出します。
（サポート終了後の翌月5日までにお願いします）

依頼申し込みから活動終了までの流れ

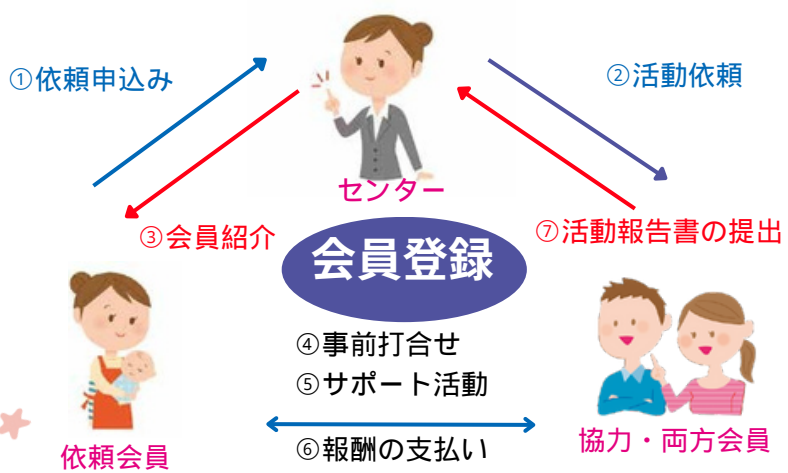

お願い

ファミリーサポート活動は会員同士の信頼関係のもと成り立つ制度です。ベビーシッターではありませんので、趣旨を理解し約束を守ってください。

依頼会員さんへ

・事前打ち合わせで取り決めた以外のサポートはお願いしないでください。

・サポートの依頼を協力会員と交わした場合、センターまで必ずお知せください。
連絡がない活動については補償保険が適用されません。

・サポート終了後に定められた利用料金をお支払いください。
※お釣りのないようにご用意ください。

協力会員さんへ

・サポート終了後は活動報告書を作成し、サポートが終了した翌月の５日までにセンターへ提出してください。

・サポート中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。

・講習会には、積極的に参加してください。

・サポートの様子をSNS等で発信するのはおやめください。

引っ越しや第２子出産などで会員登録内容に変更がある場合は、必ずセンターまで連絡をしてください。

活動について

センターの円滑な運営のために事業の趣旨をご理解いただき、 活動していただきますようお 願 いいたします 。

①事前打ち合わせについて

初回は必ず事前打ち合わせが必要になります。
サポートに関わる方は同席をお願いします。原則アドバイザーが同席します。
事前打ち合わせは、当日のサポート内容について打ち合わせをしていただく場です。トラブルを防ぐため十分な打ち合わせを行います。

②慣らし保育について

3時間以上のサポートについては必要に応じて、1時間程度の「慣らし保育」(料金発生)をしていただきます。
また、初回のサポートに不安がある方も希望があれば実施します。

③食事(軽食)の提供について

アレルギーや食中毒などが懸念されますので、安全面から依頼会員が 用意したもの、または協力会員が購入したものに限らせていただきます。手作りの食事は提供いたしません。また、1時間以内のサポートでは 食事の提供は行いません。

④報酬について

報酬はサポートに対するお礼の気持ちというもので、お金でサービスを買うというものではありません。依頼会員と協力会員が同等の立場で、お互いに協力しながら、子どもにとって望ましい育児をする共同作業と いう認識が大切です。

⑤事故について

相互援助活動中に生じた事故は、当事者である会員相互間において解決することとなっており、センターが責任を負うものではありませんが、会員の負担軽減のため、センターでは「ファミリー・サポート・センター補償保険」 に加入し、起こった事故についてはその保険で対応しています。手続きはセンターを通して行われ、事故が発生した場合にセンターは円滑な解決に向けて会員間の連絡・調整を行います。ただし、対象となるのは 「傷害保険」「賠償責任保険」のため、全てを補償するものではありませ ん。
安全に子どもを預かることを第一に考え、会員同士のトラブルや事故を避けるために、当事者間で事前に十分な打ち合わせを行い、共通の認識を持って相互援助活動を行うことが必要です。

⑥自家用自動車の使用について

原則は、地域の中で徒歩又は公共交通機関等を利用したサポートを 行ってもらっていますが、「公共交通機関が少ない」「雨の日に使用したい」など、やむを得ない理由があり、別途任意保険の加入など、要件を満たし、センターが認めた場合は使用することができます。
ただし、補償保険には制限があり、協力会員の負担があります。車の使用については、十分な検討をお願いします。（12P～13P参照）

※ 車のサポ ートは推奨していません 。
※ 6歳未満の子どもには、チャイルドシートの使用が義務付けられています。（依頼会員が用意）

災害時の対応について

事前打ち合わせの際や日頃から緊急時の連絡方法・避難場所の確認をしておきましょう

●お互いで連絡が取れるよう、連絡先を確認してください。
●子どもや会員に危険がおよぶ恐れがある場合には、サポートが中止となることもあります。

災害時連絡が取れない場合

①公衆電話を利用する
②災害用伝言ダイヤル（171）（電話サービス）を利用する

災害用伝言ダイヤル（171）は、地震・噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。

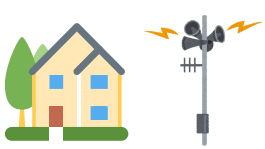

報酬の基準

かわにしファミリーサポートセンター会則第12条に基づく報酬に関する基準は次のとおりです。

月曜～金曜（7時～21時）	1時間あたり　800円
早朝・夜間	1時間あたり　900円
土・日・祝	1時間あたり　900円

・協力・両方会員が自宅を出る時間から、サポート終了後、自宅に帰るまでの時間で計算します。
※サポート外にかかる時間は含みません

・1時間に満たないサポートも1時間分の報酬をいただきます。

・1時間以上のサポートは30分単位で計算します。

・報酬とは別にかかる交通費、食事代などの実費は、依頼会員が支払います。

・兄弟姉妹で子どもを預ける場合は、2人目から報酬額は半額とします。

・活動で得た報酬は、収入申告する必要があります。

ファミサポの活動で得た報酬は税法上の「雑所得」になります。他に給与所得などが無い方は年間（1月1日～12月31日）で38万円を超えると課税対象となり、確定申告が必要です。お仕事などで他に給与所得がある方については、給与所得及び退職所得以外の雑所得の合計が年20万円を超えると年末調整または確定申告の対象になります。
詳しくは国税庁のホームページか税務署にご確認ください。

キャンセルについて

依頼の取り消しが決まった場合は、必ず協力会員とセンターに連絡してください

キャンセル料は以下の通りです。

前日までの取り消し …… 無料

当日の取り消し …… 1時間サポート依頼時400円

…… 1時間30分以上は、800円（上限）

ただし、下記の場合において連絡があった場合は無料

- 自然災害において、警報が発令された場合
- 活動日に警報が予測される場合
- 風邪や感染症による発熱、体調不良や学級閉鎖、休校などやむを得ない事情の場合

無断取り消し…… 全額

サポートのキャンセルはやむを得ないことですが、依頼されるときは十分に日程や内容等を検討して、依頼してください。

お互いの時間を大切にしましょう！

補償保険制度について

トラブル防止のため、会員になると自動的に「協力会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険、協力会員災害見舞金補償に加入しています。保険料の会員負担はありません。

1 協力会員傷害保険

協力会員が、サポート中やサポートのために自宅と依頼会員の子ども宅や 保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事　由	補償額	備　考
死　亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	500万円 ～20万	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

熱中症・細菌性食中毒・地震などの天災によるケガも補償します。

2 賠償責任保険

協力会員が、サポート中、過失で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。 なお、協力会員との同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは協力会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事 由	補償額（限度額）
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円

自宅と活動場所との往復途上の事故も補償します。

3 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、サポートを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に協力会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事　由	補償額	備　考
死　亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	300万円 ～12万	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

熱中症・細菌性食中毒・地震などの天災によるケガも補償します。

協力会員災害見舞金補償

協力会員およびその親族が、依頼会員の子どもにより身体や財物に損害を与えられた場合に、所定の災害見舞金を補償します。（身体・財物最高10万円）

【車による事故の補償保険の適用について】

◯「傷害保険」

・協力会員や依頼会員の子どものケガは適用されます。

✕「賠償責任保険」

・センターの保険には自動車保険は組み込まれていないため適用されません。よって、事故の相手方のケガの補償や車などの物損の補償、協力会員の車の修理の補償も適用されません。

協力会員が加入している自動車保険での対応となります。

Memo